

〈事業者向け 食品表示セミナー〉

平成29年9月1日改正!

# 新たな原料原産地表示制度と食品表示について

参加費  
無料

平成29年9月1日より、新たな原料の産地表示制度がスタートしており、一部の加工食品のみに義務付けられていた原料の産地表示が、全ての加工食品※1に拡大され、食品メーカー等は、原料の産地を表示する必要があります。(平成34年3月31日までは猶予期間)

今回のセミナーでは、事業者向けに原料原産地制度の改正点を中心とした概要や食品表示制度について、消費者庁担当者にご説明いただきます。皆様方におかれましては、この機会に多数ご参加くださいますようご案内申し上げます。

※1 外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合、及び輸入品は対象外です。

日時

平成30年

3月5日(月)

14:00~16:00



場所 長崎商工会議所2階ホール  
(長崎市桜町4-1)

講師 消費者庁 食品表示企画課  
企画第二係長 竹内 公也 氏

内容 ① 加工食品の原料原産地表示制度の改正点等について  
② 食品表示制度について  
③ 質疑応答

定員 60名

主管 長崎商工会議所 食料・水産部会

申込 2月28日(水)までに、下記申込書にご記入の上、FAXにてお申込下さい。

【問合せ先】長崎商工会議所 経営支援課 森山・松本 TEL 095-822-0111

「新たな原料原産地表示制度と食品表示について(3月5日)申込書」

長崎商工会議所 経営支援課 行 FAX 095-825-1490

事業所名			
所在地	〒	—	
	TEL ( )	—	Fax ( ) —
参加者	(氏名)	(役職名)	
	(氏名)	(役職名)	

※ご記入いただいた個人情報は、講師が閲覧するほか、当所からの連絡・名簿作成にのみ利用いたします。

(講師へのご質問等がございましたら、ご記入ください)